

五島市監査委員公表第2号

平成29年12月12日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成30年2月9日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

第1 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成29年12月12日(同月25日補正書提出)

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述によると、請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

市は、五島市野々切町のA氏(以下「本件事業受託者」という。)の土地において、平成16年度低コスト肉用牛生産特別事業として牛舎施設等を整備するため、ごとう農業協同組合(以下「農協」という。)に対し長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金(以下「本件補助金」という。)5,636,000円を交付した。

本件補助金の補助期間の満了は、財産の処分の制限を受ける期間が17年であるので平成33年と考えられるが、本件施設は補助金の交付を受けて整備された施設や設備であるにもかかわらず、平成26年から補助金の交付の目的に反して使用されていない。これは補助金の不当な交付に当たるので、市は農協に対し補助金の返還を請求すべきところ、これを怠っている。

(2) 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び五島市補助金等交付規則(平成16年五島市規則第44号。以下「市補助金規則」という。)に沿って、農協に対し財産処分の手続きを促すとともに、農協に交付した本件補助金5,636,000円の返還を請求すること。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象機関及び部局

(1) 監査対象機関 市長

(2) 監査対象部局 農林水産部農業振興課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は平成30年1月10日に新たな証拠を提出し、同月19日に陳述

を行った。陳述の際、同条第7項の規定により関係職員が立ち会った。

(2) 請求人の陳述の概要

請求人から請求の要旨を補足する陳述の概要は、次のとおりである。

- ア 公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）及び農林水産省の「畜産クラスター関連事業Q&A」において、事業の対象となっている畜産農家がリース期間中に離農し、又は畜産農家が死亡した場合、いずれの場合も事業としては補助目的が達成されていないこととなり、補助金を返還することになっている。
- イ 農協から弁護士を通して土地所有者（請求人）に対し、事業の問題点となっている牛舎等の施設運営に関する意見がなされ、これを読むと、農協は、残念ながら建物を撤去し土地を明け渡すこともやむを得ないと考えており、農協自らがこの補助事業を中断しても構わないという意味も見受けられる。
- ウ 現在、土地所有者である請求人は、国と県と市の補助金を受けたこの施設を撤去して、五島の畜産業の発展に釘を刺すようなことは考えていないと、平成29年10月2日に農業振興課と農協に話をしている。先般も、農業振興課や農協にも土地を貸す気持ちがあると伝え、補助事業として国が定めた残りの期間を五島市の畜産業の発展に活用していただきたいと思っている。

3 関係職員の陳述及び調査

(1) 関係職員の陳述

ア 関係職員の陳述

地方自治法第242条第7項の規定により、平成30年1月19日に次に掲げる関係職員から陳述の聴取を行った。その際、請求人が立ち会った。

農林水産部 部長
農業振興課長
農業振興課長補佐兼
畜産・鳥獣対策班係長

イ 関係職員の陳述の概要

関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

- (ア) 施設の利用状況については、平成17年3月29日から本件事業受託者が利用していたが、平成24年7月頃に不在となったと農協から聞いている。長期間にわたり利用していなかったが、平成28年12月1日から平成29年8月31日までの利用実績があり、同年9月からの肥育経営の利用に向けた動きもあった。
- (イ) 請求の対象となっている施設は、農協の賃貸牛舎であり、平成24年7月頃に本件事業受託者が不在となった後も事業実施主体である農協には事業継続の意思があったので、本件事業受託者の消息調査を行い、新たな利

用者を探していた。また、平成28年12月から9か月間の利用実績や異業種参入による利用希望などもあり、農協は目的達成に向けて努めていたので、市は目的達成が可能であると判断した。

(ウ) 市は、農協に対して補助金の当初の目的が達成されるよう指導し、五島市農業振興対策協議会畜産部会などで関係機関に協力を依頼し、施設の近隣地域で新規参入者、規模拡大希望者に紹介などを行ってきた。

(エ) 施設の所在する土地が競売に掛けられ所有者が変更しているため、農協と新たな土地所有者の間で協議がなされ、本事業が継続されるのか、中止されるのか、市は農協の判断を待っている状況である。今後は、農協に事業継続の判断を急いでもらい、その結果を踏まえ必要な事務手続を進めたいと考えている。

(2) 書面調査

地方自治法第199条第8項の規定により、平成29年12月27日に市長に対して関係書類の提出を求め、書面調査を行った。

(3) 実地調査

地方自治法第199条第8項の規定により、平成30年1月19日に次に掲げる施設について実地調査を行った。

五島市野々切町 本件補助金で整備した施設（以下「本件施設」という。）

4 関係人の調査

地方自治法第199条第8項の規定により、平成30年1月19日に次に掲げる関係人から事情聴取を行った。

ごとう農業協同組合 代表理事常務
畜産部長

5 監査対象事項

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述の内容から、本件施設は補助金の交付目的に反して使用されていないので、市は補助金の返還を請求すべきであるのに、補助金の返還を請求していないことは、財産の管理を怠る事実にあたるかといえるかを監査の対象とした。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には理由がないと認め、棄却する。

以下、その理由を述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について調査した結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 本件補助金の概要について

- ア 補助金名 平成16年度長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金
- イ 事業種類 低コスト肉用牛生産特別事業
- ウ 事業目的 低コスト肉用牛生産特別事業の実施により、初の低コスト肉用牛一貫生産の実証展示を行うことで、地元食肉センター出荷の付加価値を高めた販売ができる高品質肉用牛低コスト生産を推進し、将来は地域内一貫生産を基本として生産基盤の拡大及び農業経営の安定を図る。本事業を活用し、牛舎建設等の実施による新しい肉用牛農家の確保に努め、地域における肉用牛の発展と振興に資する。
- エ 事業主体 ごとう農業協同組合
- オ 事業場所 五島市野々切町
- カ 事業内容
- | | | |
|--------------|----|---------------------|
| 繁殖牛舎 | 1棟 | (木造ガルバ葺373.5㎡) |
| 肥育牛舎 | 1棟 | (木造ガルバ葺493.5㎡) |
| 堆肥舎 | 1棟 | (木造ガルバ葺186.4㎡) |
| 尿溜槽 | 1基 | (鉄筋コンクリート) |
| パドック舗装 | | 192㎡ |
| パドック柵 | | 64m |
| 取付道路舗装外 | | 250.0㎡ |
| 水タンク等 | | 117.0m ³ |
| 附帯施設(スタンション) | | 42頭 |
| 附帯施設(カーフハッチ) | | 7基 |
| ショベルローダー | 1台 | |
| 実施設計費 | | |
- キ 事業費
- | | |
|------|----------------------|
| 総事業費 | 39,453,750円 |
| 負担区分 | 中央畜産会補助金 18,787,000円 |
| | 県補助金 5,636,000円 |
| | 市補助金 5,636,000円 |
| | その他(自己資金) 9,394,750円 |

(2) 本件補助金の予算措置、交付決定等について

ア 本件補助金の予算措置について

本件補助金は、平成16年度五島市一般会計予算において、次のとおり予算計上され、平成16年10月19日に議決されている。

6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費、19節負担金、補助及び交付金 低コスト肉用牛生産推進事業費補助金 11,500千円

なお、本件補助金は、県補助金を含めて交付され、中央畜産会補助金については、中央畜産会から農協に直接交付されている。

イ 本件補助金の交付決定等について

農協は、平成16年11月8日に本件補助金の交付申請書を市に提出した。

市は、提出された交付申請書を審査し、交付額を決定のうえ、平成16年12月2日付けで本件補助金の交付決定通知書（補助金の額：11,440,000円）により通知している。その後、農協から、入札等による事業費の減額のため、平成16年12月20日に事業計画変更承認申請書が提出され、市は、平成17年1月7日に計画変更承認書及び交付決定通知書（補助金の額：11,272,000円）により通知している。

事業完了後、農協は、平成17年4月4日に本件補助金の事業実績報告書を市に提出し、市は、交付額を確定のうえ、同月13日に交付額確定通知書により通知している。

ウ 本件補助金の交付について

農協は、平成17年4月15日に本件補助金の交付請求書を市に提出し、市は、同月28日に本件補助金（11,272,000円）を交付している。

(3) 本件補助金に係る関係法令等について

地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることされており、市は、市補助金規則において、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を定めている。なお、本件補助金に係る要綱等は制定されていない。

市補助金規則のうち、補助金の交付の決定の取消し、返還及び財産の処分の制限に関する条項は、次のとおりである。

（補助金等の交付の決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は交付除外対象であることが判明したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 略

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 略

（補助金等の返還）

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限

を定めて、その返還を命ずるものとする。

2～4 略

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(4) 本件施設の利用関係について

本事業は、中央畜産会の低コスト肉用牛生産特別事業実施要綱の規定に基づき、農協が本件事業受託者の土地に繁殖牛舎等を建設し、事業を委託して実施している。

事業の実施に当たり、農協と本件事業受託者は、平成17年3月29日に、土地貸借契約、低コスト肉用牛生産実証展示事業に係る施設利用契約及び低コスト生産実証展示事業委託契約を締結している。

(5) 本件施設の利用状況について

本件施設は、低コスト肉用牛生産実証展示事業に係る施設利用契約に基づき、平成17年3月29日から本件事業受託者が利用していたが、平成24年7月18日から利用していない。

農協の資料によると、市内の畜産農家から農協に本件施設の一時的な貸出しの申出があり、平成28年12月1日から平成29年3月31日まで利用させている。その後、貸出期間の延長申請がなされている。

(6) 施設の耐用年数について

本件施設の耐用年数に関する規定は、次のとおりである。

ア 長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金交付要綱（平成16年長崎県告示第1131号）抜粋

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図るとともに、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書きの別に定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18条）に定める耐用年数に相当する期間とする。

イ 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）抜粋
（処分の制限を受ける期間）

第5条 令第14条第1項第2号に規定する期間は、別表に掲げるとおりとする。

別表（第5条関係）抜粋

本件施設の種別	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間
繁殖牛舎、肥育牛舎等	建物	木造又は合成樹脂造りのものと畜場用のもの	17年
ショベルローダー	機械及び装置	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	5年

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

(1) 地方公共団体が交付する補助金について

地方公共団体は、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要がある場合に補助をすることができる。地方公共団体が同条の規定に基づいて行う補助は、これに対し行政処分的性質を付与する特段の法的な規制が加えられていない限り、原則として私法上の贈与に類するものであり、地方公共団体の長が行う補助金交付決定は、私法上の贈与契約の申込みに対する承諾と同視することができるから、交付決定は行政処分に該当しないものと解するのが相当であるとされている（名古屋地方裁判所昭和59年12月26日民事第9部判決）。また、市の補助金等の予算の執行に関する規則及び補助金交付要綱は、事務執行上の内部手続を定めたものに過ぎないから、これらに基づく補助金の交付決定は、地方自治法第242条の2第1項第2号所定の行政処分に当たらないとされている（東京高等裁判所平成元年7月11日第8民事部判決）。

したがって、行政処分的性質を付与する特段の法的な規制が加えられていない限り、補助金は「負担付贈与契約」とされ、「このような条件（負担）を守ったときには、この金額を補助する」という贈与契約を、市と補助事業者が対等な関係で締結したということになり、相手方が負担を履行しない債務不履行（事業遂行義務違反）があるときは、当該負担付贈与契約を解除しうるものと解すべきである。

これを本件についてみると、市長は、平成16年度長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金交付決定通知書（平成16年12月2日付け五島市指令16農林第48

号)において、市補助金規則第6条に定める条件(負担)、補助金返還(解除)となる事由等を明示していない。

- (2) 市は補助金の返還を請求すべきであるのに、これを怠っているとの主張について
本件施設は補助金の交付目的に反して使用されていないので、市は補助金の返還を請求すべきであるのに、市が補助金の返還を請求していないことは、財産の管理を怠る事実にあたるかについて検討する。

市補助金規則第17条は、「市長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は交付除外対象であることが判明したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と規定している。

補助金の交付決定の取消しについては、一般に、補助金等の交付決定に、補助金等交付規則に規定する補助金等の交付の決定の取消しの事由が認められるときであっても、長としては、必ず当該交付決定を取り消さなければならないのではなく、補助目的達成の可否について補助関係の全過程を通じて総合的に判定し、補助金等交付の所期の目的を達成することが困難となったと認められるときに初めてその取消権を行使すべきものと解するのが相当であるとされている(さいたま地方裁判所平成17年6月1日第4民事部判決)。

これを本件についてみると、本件補助金の補助事業者は農協であり、農協が本件施設を整備し事業を委託して実施している。本件事業受託者が使用しなくなり補助事業が中断となったものの、農協は周辺地区の畜産農家に本件施設の利用を促しており、一時的ではあるが本件施設を利用させている。また、県及び市と連携して新規参入や規模拡大を目指す事業者に対し本件施設を紹介するなどして事業継続に向けて取り組んでいる。さらに、平成29年10月に本件施設の土地に係る所有権は、競売により移転したが、農協は、平成30年1月6日に弁護士を通して現土地所有者に対して事業継続の意思を確認している。

一方、市においては、本市の畜産振興を図るうえで、新たに施設を整備するよりも現にある施設を有効活用することが最善との判断の下、本件施設の利用再開に向けて、県及び農協と連携して新規参入を目指す事業者と協議を重ねていた。

以上のことから、補助事業者に事業中断という事実があるというだけで、補助金交付の所期の目的を達成することが困難になったとまではいえないから、現時点において、市が補助金の交付決定の取消権を行使せず、補助金の返還を請求しないことは、市長の裁量権の範囲内にあるというべきである。よって、市長が違法又は不当に財産の管理を怠っているということとはできない。

- (3) 結論

以上のとおり、市は補助金の返還を請求すべきであるのに、これを怠っているか検討したが、違法又は不当に怠っているとは認められず、市に損害も生じていないことから、請求人の主張には理由がないと判断した。

ただし、本件の監査を行った中で、補助金に関する事務については是正すべき事項が認められたので、次のとおり意見を付す。

意見

- 1 本件補助金については、補助金交付の所期の目的を達成することが困難になったとまではいえないが、事業は平成24年7月以降、5年以上にわたり中断している状況にあるから、補助事業者である農協に対して事業遂行の指導等を行い、事業の継続に向けて一層努力されるよう望むものである。

さらに、補助事業の目的を達成できないと判断した場合においては、市補助金規則等の規定に則り、直ちに交付決定の取消しなど必要な措置を講じられたい。

- 2 本件補助金の交付決定においては、補助金の目的を達成するために必要な条件が付されていない。営利事業である本件事業は、経済情勢の変化により継続できないことも想定できたのであるから、交付決定の条件として県が付した条件のほか、事業継続に必要な条件を補助金交付決定通知書に明示すべきであった。

補助金の交付決定は負担付贈与契約であるから、市補助金規則の手續や補助金交付要綱等に定める条件、補助金返還となる事由などこれらの条件等を補助金交付決定通知書（契約書）に明示する必要がある。この条件については、「五島市補助金等交付規則の施行について」（平成16年12月24日付け16五財第1179号・16五総第1615号市長名）において、補助金等の交付の決定には条件を付することができるとし、一般的に条件として付すべき事項が例示されているから、本通知に従い、適切に明示されたい。または、必要な条件を補助金交付要綱等に規定し、市補助金規則及び当該要綱等を遵守するよう補助金交付決定通知書に明示されたい。

- 3 本件補助金に係る事業の執行管理に関しては、市民に対して少なからず疑念を抱かせたことは否めないところである。補助金は市民の税金で賄っていることを再認識し、市民の信頼を損なうことのないよう、補助金事務の厳正な執行に努められたい。

参考

(職員措置請求書)

「補助金を受けて整備された施設及び設備の未使用」に関し違法若しくは、不当な公金を支出する行為を防止する必要な措置請求

1 請求の要旨

五島市監査委員は、五島市長 野口市太郎に対して、市長である立場において、平成16年度低コスト肉用牛生産実証展示事業への補助事業に対し、事業主ごとう農業協同組合（以下「農協」とする。）が補助金の交付の目的に反して履行されていない五島市野々切町の牛舎施設（以下「当該物件」とする。）へ交付済みの市補助金を五島市へ返還する必要な措置を講ぜよ。

措置請求の対象者：五島市長 野口市太郎

請求の原因

第1 当事者等

- 1 請求人は、長崎県選挙管理委員会に届出済の政治団体であり、代表者は五島市民である。
- 2 野口市太郎は、現在の五島市長である。

(1) 措置請求の内容

はじめに法治国家である私達の周辺には、民間のみならず、政治、経済及び行政機関、ある時は司法においても不条理な事件が多発している。

しかし、これら不条理な事案を糺すことなく、不条理が大手を振って世間をまかり通る事案が多いことに失望している。私達が住む五島市も例外ではない。市が交付する補助金は特定の団体・企業へ肩入れし、尚且つ交付にあたっての厳正な審査、並びに交付後の検証は行われていないといっても過言ではない。

五島市は地域における第一次産業の発展と口にしながら農協へ多額の支援を行っている。しかしながら事業主である農協は、事業の発展はおろか本来事業者育成・支援する立場であるにもかかわらず、指導はおろか過剰融資にて事業破たん追い込んでいく姿が浮き彫りとなった（事実証明1）。

平成16年、低コスト肉用牛生産特別事業において五島市野々切町、事業実施当時にA氏所有の土地で進められた事業（事実証明2）がまさに今回の請求の本題である。長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金交付要綱（事実証明3）によれば、県は、肉用牛の振興を図るために必要な生産施設等の整備を推進するために国・県・市からの補助を

受けて事業を推進している。

また、補助事業の完了は「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める耐用年数に相当する期間が17年と定められている（事実証明3）。

このことから当該物件の補助期間の満了は平成33年であると考えられるが、当該物件での事業は遂行されていないのである。よって当該物件へ五島市が交付した補助金は事業の目的を果たされておらず、補助金の不当交付にあたる。農協は五島市に対して補助金詐取に相当するものである。したがって五島市は農協に対し、補助金返還の請求をする措置を講じなければならない。

（2）その根拠

長崎地方裁判所五島支部の競売物件広告資料（事実証明4）によれば、施設使用者は3年位前から行方不明で連絡も取れない状況であり、誰も牛舎等を利用していないと答えている。つまり当該物件は補助金の交付を受けて整備された施設や設備であるにも拘らず、3年前の平成26年から補助金の交付の目的に反して使用されていない。この状況は財産処分にあたるのです。「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」とする。）に反しているものと指摘します。また当該物件が建つ土地は競売入札を経て、平成29年10月13日に第三者へ所有権が移転されております（事実証明5）。前所有者と農協の間には使用借権が結ばれているようであるが、目的物（土地）の新所有者に対して借人である農協は目的物（土地）に対しての対抗は不可である。つまり新所有者と農協の間で土地の賃借が出来なければ補助事業の目的は果たすことができないのであると指摘する。

（3）五島市の責任

補助金を交付した五島市が税金の公正公平な使途の検証を怠り、補助施設の運営状況を把握できていない結果がこのような施設を他にも多数存在させているものと指摘する（事実証明6）。五島市が補助した事業先及び農協に対して事業進展を確認・調査・検証することが不正を防止する役割を果たし、補助金が適正に使途されているのか野放しにせず報告義務を徹底させなければならない。そして農協は補助事業施設の運用・運営を正常化しなければならない。

本来、当該物件へ交付された補助金は五島市の地域における肉用牛の発展と振興に資した補助金であり、その原資は市民の税金である。しかし補助金の目的が果たされず事業がとん挫している状況は五島市財政会計上の不当支出にあたる。五島市の責務は補助金を交付することだけが仕事ではなく、補助施設が適正に運用されているのかを検証することも大事な務めである。補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使

用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと定められており、牛舎としての肉用牛飼育施設としての目的を果たしていない当該物件は財産処分に充当するものであると言える。よって五島市長 野口市太郎は、請求の内容を踏まえ「補助金適正化法」及び「五島市補助金等交付規則」に沿って、農協に対し財産処分の手続きを促すとともに、交付済みの補助金 5,636,000円の返還を請求する措置を講ずる必要がある。

以上

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成29年12月12日

五島市監査委員 様

事実証明書

- 事実証明1 五島市野々切町 土地謄本 (写し)
- 事実証明2 長崎県肉用牛振興施設整備事業実績書 (写し)
- 事実証明3 長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金交付要綱抜粋 (写し)
- 事実証明4 長崎地方裁判所五島支部の競売物件広告資料抜粋 (写し)
- 事実証明5 競売執行による所有権移転資料 (写し)
- 事実証明6 補助金の交付目的が果たされていない牛舎画像 (写し)

(五島市職員措置請求書の補正)

平成29年12月12日付けで提出した五島市職員措置請求書については、次の通り補正します。

補正事項

1 事実証明の提出について

(1) 補正内容

事実証明1は土地が補助事業開始時にA氏所有の土地であった証明であり、当該物件での事業証明として「事実証明2 長崎県肉用牛振興施設整備事業実績書(写し)4枚」として差し替えて提出します。

(2) 補正内容

「事実証明3 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)(写し)7枚」として追加提出します。なお、耐用年数17年の根拠となる部分には「赤色で○印、＝」を手書きにて記入しています。

(3) 補正内容

「事実証明3 長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金交付要綱(写し)4枚」と差し替えて提出します。

(4) 補正内容

「事実証明4 長崎地方裁判所五島支部の競売物件広告資料(写し)11枚」と差し替えて提出します。

平成29年12月25日

五島市監査委員 様

(提出済み住民監査請求への事実証明の追加)

請求文書(2) その根拠においての下記部分

前所有者と農協の間には使用借権が結ばれているようであるが、目的物(土地)の新所有者に対して借人である農協は目的物(土地)に対しての対抗は不可である。と示させていただいております。の補足説明として。

【追加証明の説明】

五島市農業推進課課長及び補佐並びに、ごとう農業協同組合側は、前所有者のA氏と交わした使用借権の契約が土地落札者に引き継がれるものと法規を理解されていないようですので、使用借権についての説明として事実証明7を追加提出致します。

請求文書(2) その根拠においての下記部分

つまり新所有者と農協の間で土地の賃借が出来なければ補助事業の目的は果たすことができないのであると指摘する。の補足説明として。

【追加証明の説明】

補助事業の目的を理解されていない五島市並びに、ごとう農業協同組合に対して、施設が利用されていない状況の放置、更には競落決定者の意思を確認しながらも補助時事業の目

的を達成できない、さらには事業主体であるごとう農業協同組合が施設の収去の意思がある証拠として事実証明8を追加提出致します。

平成30年1月10日

五島市監査委員 様

(特定の個人を識別できるものを除き、請求書及びその補正の本文等を原文のまま掲載した。)